

事 業 委 員 会

令和元年6月14日（金）

事業委員会

日 時 令和元年6月14日（金）午前10時00分開会—午前10時57分閉会
場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 竹原委員長、谷崎副委員長、松尾、小川、和田、出口、奥野

欠席委員 辻下

傍聴議員 道工、坂原、反保、中原

出席理事者 田代町長

中口副町長

松岡副町長

家永都市整備部長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

相馬財政改革部長

栗山総務部理事兼財政改革部理事

吉田都市整備部理事兼産業観光促進課長

寺田総務部理事兼企画地方創生課長

是澤都市整備部副理事兼土木下水道課長兼二国推進課長

奥都市整備部副理事

奥田建築課長（住宅管理担当）

佐々木建築課長（建築担当）

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

竹原委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから事業委員会を開会します。

本日の出席委員は7名、欠席委員1名。

辻下委員については欠席届が提出されています。

理事者については中谷理事より欠席届が提出されています。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより事業委員会を開きます。

なお、携帯電話等を持たれている方はマナーモードに設定をお願いします。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催します。よろしくをお願いします。

6月12日の本議会において、本委員会に付託を受けた案件3件の審査を行います。それでは、議事に入ります。

なお、発言者については必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。また理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第36号「令和元年度岬町一般会計補正予算（第2次）について」本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

佐々木課長。

佐々木建築課長 令和元年度岬町一般会計補正予算（第2次）のうち、当委員会に付託されました案件についてご説明させていただきます。

事業委員会資料の1ページをごらんください。

初めに歳入といたしまして、1 5 国庫支出金、2 国庫補助金、社会資本整備総合交付金民間住宅空家除却事業といたしまして100万円を増額補正するものです。

内容といたしましては、町内で適正に管理されずに放置され、危険な状態となっている不良空家、または空き建築物で、所有者等が自ら実施する除却工事における除却費用の一部を補助する事業に対する国庫補助金で、補助率としましては2分の1でございます。

なお、詳細につきましては後ほど歳出でご説明させていただきます。

竹原委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 続きまして、社会資本整備総合交付金土砂災害特別警戒区域内家屋移転等としまして、8万6,000円を増額補正計上するものです。

内容としましては、土砂災害特別警戒区域が指定される以前から、当該区域内に建てられた既存の住宅の除去をするに当たり補助金として助成するもので、除去に対する補助対象の限度額の変更がありましたので増額するものです。

続きまして、16府支出金、2府補助金、土砂災害特別警戒区域内家屋移転等助成事業費補助金としまして4万3,000円を増額補正計上するものです。

内容としましては、土砂災害特別警戒区域が指定される以前から、当該区域内に建てられた既存の住宅の除去をするに当たり補助金として助成するもので、除去に対する補助対象の限度額の変更がありましたので、増額するものでございます。

以上、当委員会付託分としまして112万9,000円を増額補正計上するものです。

竹原委員長 続けて歳出もお願いします。

是澤土木下水道課長 委員会資料の2ページをご参照ください。

続きまして、8土木費、3河川費、土砂災害特別警戒区域内家屋移転等助成事業としまして17万3,000円を増額補正計上するものです。

内容としましては、土砂災害特別警戒区域が指定される以前から、当該区域内に建てられた既存の住宅の除去をするに当たり補助金として助成するもので、除去に対する補助対象の限度額の変更がありましたので、増額するものでございます。

竹原委員長 佐々木課長。

佐々木建築課長 続きまして、5住宅費、2空家等対策費、民間空き家対策費といたしまして200万円を増額補正するものです。

先ほど歳入でご説明させていただきましたとおり、不良空家、または空き建築物を所有者等が自らにおいて除却工事を実施することに対し、除却費用の一部を補助するために要する経費であります。

補助割合としては、除却工事に要する費用の8割を補助するもので、1件当たり50万円を上限額として補助するものであります。

この補助事業については、今年度4月1日より実施しておりますが、実施当初

より多数の問い合わせ、相談等があり、当初予算件数分を上回る見込みであり、また増額補正分に対する国庫補助金においても増額内示をいただいておりますので、今回増額補正するものであります。

以上、当委員会付託分、歳出合計といたしまして217万3,000円を増額補正するものです。

竹原委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

和田委員、どうぞ。

和田委員 2ページの歳出で言おうか、事業をしていくのに変更ということをしていましたが、どんな変更になっているのか、それを聞きたいのと、この空き家対策というのですか、これの何件になるのか。1件になるのか何件になるのか、それと場所はどこになるのか。

それともう1つ、最初に言いましたこの変更とっているのも、場所がどこになるのか。すみませんけどよろしくお願いします。

竹原委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 危険住宅の除去事業に要する費用の増額としまして、平成30年度までは上限額が80万2,000円となっていました。今年度からは上限の1戸当たりが97万5,000円となりました。

それと場所ですけれども、特定はしておりません。町内全域を対象に考えております。件数としましては、ただいま1件を予定しております。

竹原委員長 続いて、佐々木課長。

佐々木建築課長 委員からの質問にお答えいたします。

空家除却の補助につきまして、件数としまして、当初予算としましては100万円、2件分というところで計上させていただいております。それで今回4件分、最大として50万円の補助という形になりますので、件数としては4件分というところになります。

場所につきましては、補助は岬町の全域が対象となるもので、申請が出てきたものが対象となります。

竹原委員長 和田委員。

和田委員 すみません、もうどこか決まって予算を出しているのかと思ったのですが、一応これから起きるだろうという想定で、一応最初の土砂の災害でも、1件はある

と言っていましたけど、80万2,000円が97万5,000円になったので、その枠が広がったということで、これは結構だと思うのですが、これが1件、これは一応想定ですね、予算を組んでいるのは。

それでもう1点のほうも、現在は2件だと。一応2件はわかっているようですが、あとの2件は想定ということで、予算を組んでいるということですか。

竹原委員長 答弁をお願いします。佐々木課長。

佐々木建築課長 答えいたします。

空家除却補助につきまして、先ほどお答えさせていただきました当初2件、今回は増額が4件という件数ですが、現在申請が出てきているのが2件であります。

これより先につきましては、当然予算を確保させていただいた中で申請が出てきたものについて補助を出していくという形になりますので、それ以降の件数というのは、未定となっております。

竹原委員長 和田委員。

和田委員 空き家はたくさんあると思うのですが、一応申請してからとなっているのですが、一応そういうように先々に想定してやっておいてもらったら結構かと思っております。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 和田委員の関連でお聞きしたいのですが、民間空き家対策費についてです。

これは先ほど佐々木課長から依頼とか問い合わせが相当数あったとお聞きしたのですが、ちなみにその件数はどれぐらいあったのか、お聞きできますか。

竹原委員長 佐々木課長。

佐々木建築課長 本日現在で空家の除却に対して補助があるか等の問い合わせ・相談につきましては、現在のところ29件ございます。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 申請見込み数、こちらは町として考えている想定数というのが、あと2件分を追加する予算になっていますけど。

合計で見込みが4件増やしたということですか。これで足りる想定でよろしいですか。この29件あるということですが、それに向けて、この4件で足りるのかどうかという心配があるのですが。

竹原委員長 佐々木課長。

佐々木建築課長 お答えいたします。

今29件、問い合わせ・相談等でお答えさせていただいたのですが、そのうち当然、相談・問い合わせですので、対象にならない物件等の中には含まれているものもありますので、全て29件が出てくるというような件数ではないのかと思われま

それと今回補正させていただいたのが、大阪府と国とも話をさせていただいた中で、国庫補助金として補助の内示をいただいた4件分というところの合計の6件分までを補正させていただいているところになります。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 そうしたら、もう結構です。

竹原委員長 他に、質疑。

出口委員。

出口委員 すみません、1ページの社会資本整備総合交付金でございますけども、特に土砂災害特別警戒区域内家屋移転等の助成事業ということなのですが、これは多分、場所は多奈川の西畑とか、そういうところになってあろうと思うのですが、地区はどの辺になるのか、それで何件くらいの対象件数があるのか、少しその辺を教えてください。

竹原委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 ただいま岬町内には、土砂災害特別警戒区域は320カ所あります。そのうち対象家屋数は260戸となっております。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 今、260軒の対象家屋があるということなのですが、ということは、これは補正分の予算額が256万2,000円という形で、これでそれだけの対応ができるのですか。その辺はどういう形になっているのか聞きたいと思います。

竹原委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 ただいま予算計上しているのは、1戸当たりをやっているのですが、複数件数の申請があった場合は補正予算にて対応を要求する予定をしております。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 そうすればその中で、その1件当たりの一応助成金は幾らになるのか、もしくは

はその被害程度によって変わってくるのか、その辺はどうか。

竹原委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 委員長、ただいまそういった住民さんからの問い合わせ等はまだ現在は来ておらない状況で、町内にどれぐらいの方がそういうことで申請に来られるかはまだわからない状況の中で、複数来た場合は補正予算を組んで、その都度対応したいと思っております。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 本制度につきましては、町のほうも今年度からということなのですが、泉州域の市町ともいろいろ情報はとっているのですが、そんなに件数が多いということ、泉州域の市町も30年度ぐらいからやり始めているということで、まだ実績的にはそういう制度を使ったことがないとか、そういうような形で、ほぼ1件、2件程度で他市町も予算化されていますので、我々も今年度が初めてということで、とりあえず手を挙げさせていただいて、1件という形でさせていただいている状況です。

これについては今後の相談とか実施状況を見て、検討していきたいと考えているところです。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 ということは、部長、今の段階では初めての段階で、まだ経験がないという形で、私が聞かせてもらったのは、1件当たりの被害額によって、その助成金が多分変わってくるのであろうかと思うのですが、その辺はどういう考え方をしているのか。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 被害額といいますか補助そのものが、そういう警戒区域内に住宅をお持ちの方が例えば、そういう区域はもう危ないということで移転されると。そういうときに除却の費用を補助する。

それでもう1つは、移転しますからどこかで購入したり建てられたりします。そのことについては、建設または購入に係る利子分を補助させていただきますということで、補助については97万5,000円と、利子の補給ということでは、これは上限なのですが415万円ということで、それぞれ1件分ずつ、31年度は予算化させていただいているということになります。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 出口委員の補足でお聞きしたいのですが、この家屋移転等に係る補助金ですけれども、その対象になっておられる家屋をお持ちの方々に対する、その周知等はどうされていくのかというのをお聞きしたいと思います。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 周知につきましては制度要綱を策定していく形になります。

今年度は金額のほうが上限額を上げられましたので、その金額で周知させていただく形になるのですが、基本的には一度こういう制度がありますということをご紹介させていただいて、それで実際にその区域に入っているかどうかというのは、土砂災害の危険区域は大阪府が決めますので、大阪府のホームページなり、またそれから資料化したものを我々の窓口、土木でも持っていますので、そこでご確認いただくという形になっていくのかと思うのです。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 危険と隣り合わせという、大阪府が策定したところの場所になると思うのですが、やはりこちらが配信した情報に対してスルーされる方もいらっしゃる。自分のところは関係ないという方もいらっしゃると思うのですが、そのあたり、例えば町の事業全般に係ることですけれども、私が思っているところは、やはりその対象になっている方に対する直接的な周知というのは必要になってくるのところがうかと、いろんな事業に対しても私は思っているところがあるのですが、そのあたりの対応はされるおつもりはあるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 基本的には回覧とか各戸配付で、こういう制度がありますというのは回らせていただくかと思っております。

ただ、その中には図面をつけることが難しいところがありますので、やはり窓口へ来てお問い合わせくださいというようなところを強く書かせていただくような形になるのかと思っております。

またホームページにも基本的にはアップさせていただきますので、それに合わせて図面もアップするような形になりますけれども、多分見づらいということになりますので、やはりそのエリアに近い方はお問い合わせください的な運用にな

るのかと思っているのです。

竹原委員長 いいですか。

出口委員。

出口委員 今、家永部長に説明を受けたのですが、大阪府の指定区域内という形なの
ですが、昨年度の被害を見てやったら、非常に、とても勝手な話を言います
けども、私のところの家の前なんか、もう全然危険区域ではないのですが、ちよ
うどこの前、太陽光発電の説明があったときに、私は話をさせてもらったので
すが、土砂崩れの発生しないようなところでも、最近も被害に遭っているわけな
のです。

そういう場合には、大阪府の指定外であつたら対象にならないですね。そうい
うところをまた町から、そういう対象をまた幾らか大阪府に、指定区域内に要請
するかどうか、その辺はどういう形をとるのですか。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 基本的には住宅が張りついているところが区域という形で示されてお
りますので、その住戸がないようなところという部分については、今、私がお答
えをようしないのですが、またそれは一回大阪府と確認していきたいと思いま
す。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 今の部長の解答であつたら、逆に住宅地が張りついてないところというのは、
また逆に危険度が多いのではないかと、私は逆に捉まえるのですが。

だから、実はさっき私が話しましたように、旧深日ゴルフ場跡が太陽光発電に
なりますけども、実際に関電の鉄塔が倒れるであろうというような危険性が出て
いるわけです。そういうところのほうがかえって危険区域に指定しなければなら
ないのではないかと私は思うのですが。

その辺をまた一度大阪府と相談していただいて、また回答をいただけたらと思
います。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 その件は確かに説明会でもお話がありました。それでソーラーの事業
者いわく、鉄柱も位置をちょっと寄せるということで、また関電がその土地に合
った形で施工されると考えています。

ただ、委員がおっしゃっているところについては、私もまた大阪府といろいろ話はしてみたいと思います。

竹原委員長 出口委員。

出口委員 今、私のところを例えて言ったのであって、岬町内全体にそういうところがあると思うので、その辺もよく考えていただいて、また交渉をお願いしたいと思います。

竹原委員長 他に質疑ございませんか。

それでは、谷崎副委員長、どうぞ。

谷崎副委員長 この予算措置についての、先ほどの対象家屋260戸に対しての直接の周知方法についてはどうなっていますか。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 周知につきましては、先ほどもお答えさせていただいたかと思うのですが、基本的には回覧なり各戸配付という形で、とりあえず制度の案内をさせていただきたいと思います。

それでそこに添付する図面というのが、例えばその自治区ごとで焼いた図面をつけるのかどうかというのは、回覧するとき少し考えさせていただきたい、まだ検討中ということではあるのですが、そのエリアを特定してというのは、なかなか難しいところもあるのかと思っています。

竹原委員長 谷崎副委員長。

谷崎副委員長 危険箇所が260戸で特定されているのですから、そこに対しては確実に直接周知する必要があると思います。それが行政の責任だと思います。

竹原委員長 どことは件数がもうわかっているのですから、それも1つかと思うのですが、どうでしょうか、それは難しいのか。

家永部長。

家永都市整備部長 すみません。地図の上で読み取った数字が260戸ということで情報を得ているみたいですので、その部分を精査というのですか、確認させていただいて周知させていただく形になるかと思っています。

すみません、ちょっと勘違いしていました。

竹原委員長 谷崎副委員長。

谷崎副委員長 特定で、特に十分周知されるようお取り計らいいただきたいと思います。

竹原委員長 他に質疑。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第36号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第36号は、本委員会において可決されました。

続きまして、議案第39号「工事請負契約の締結について（平成31年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1）」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 一応工程として聞きたいのですが、もうこれで一応、請負工事で完成になるのかどうか、その点を少しお聞きしたいのですが。

竹原委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 今、案件に上がっています整備工事その1については、令和2年3月31日を目標に随時進めていっております。

現在その1に対しては、南海線よりも海側の区間で工事を発注しております。その後、その2ということで、南海線よりも山側の工区で、その発注時期は8月から9月に発注する予定で、それも来年の3月31日を目指して進めてまいりたいと思っております。

竹原委員長 和田委員。

和田委員 工事はまだ残っているということですか。

それとこの高架橋の件ですけど、一応この件について、橋は今、現場を私も見てないので少し聞きたいのですが、もう橋は載ったとか取りつけたというのか、もう完成したのかな、橋については、南海電鉄の上の橋。

竹原委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 橋梁の製作は昨年度3月31日に完成しまして、今現場の中に、歩道部分とか邪魔にならないところに仮置きしてまして、架設の時期には南海が架設することになっておりまして、それはうちのほうで契約を結んでいまして、その時期ですけども、今考えているのが7月ぐらいに準備、6月、7月といったら準備で、7月から8月ぐらいに架設を予定しております。

それで完成が橋梁の架設を終わってから、その中の上の上部工の分も兼ねて、1月ぐらいをめどに南海が考えていただいております。

それでその後、うちのほうのその2、その1の舗装とか交通安全施設を2月、3月で完成ということで進めていこうと思っております。

竹原委員長 和田委員。

和田委員 もう1つ確認で聞きますけど、一応橋のつけるのは7月から8月ごろの予定ということですか。そのぐらいで一応橋は載るということですか。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 すみません、橋の製作については是澤が説明したとおり、昨年3月でできています。

それで昨年3月に橋をかけるということで、それは軌道敷の上になりますから南海に委託するということが議決も賜りまして、その後、南海といろいろ工事打ち合わせもしていますが、基本的には南海のほうは4月、5月は業者決定なり発注準備という事務的な部分の期間になっています。

それで実際の工事にかかる業者が、今度は現場のほうの準備ということで今作業してまして、6月、7月ぐらいで現場に乗り込めます。それからの橋梁の架設ということになりますので、現状ではまだかかっていないというのが、和田委員に対するお答えになろうかと思うのです。

それでその後、南海が橋をかけて、その後の工事も橋梁については進めていくということでございます。

竹原委員長 和田委員。

和田委員 私はできるだけ早くこの道ができるのを期待していますので、つい、いつできると聞くのでえらい悪いですけど、そうですか、7月ごろに一応橋をかけるという、結構です。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 私から幾つか質問させていただきたいと思います。

そもそもなのですが、入札予定価格と調査基準価格、そして失格基準価格についてお伺いしたいのですが、これは今回はどこがというか、誰がというか、算出されたのかというのをまずはお聞きしたいと思います。

竹原委員長 西部長。

西総務部長 入札予定価格等につきましては、町長が決定しております。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 誰が算出したかということなのですが。

竹原委員長 西部長。

西総務部長 まず入札予定価格につきましては、基本的に設計書というのがございまして、それをベースとして町長が算定しております。

それから調査基準価格、失格基準価格につきましては、ルール化しておりますので、そのルールの算式に基づいて町長が決定しております。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 それは町職員が算出しているということでしょうか。

竹原委員長 西部長。

西総務部長 設計価格につきましては町の職員が算出しております。それで調査基準価格、失格基準価格については、先ほども言いましたように町長が設計額に基づいて、基本的な算式があるのですが、その算式に基づいて町長が決定しているということです。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 その算式で職員が算出したものを町長が、これはチェックという形でよろしいのですか。そのチェックをして町長が最終的に判断するという形でよろしいですか。

竹原委員長 西部長。

西総務部長 先ほども言いましたように、設計については職員が積み上げを行いまして、

最終的に町長が決裁して決定しております。

それで調査基準価格、失格基準価格については、その設計書をもとに基本的に算定式がございますので、それも自動的に当て込む。そして最終的に町長がその額を決定するというので、町長が最終的に決定しております。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 調査基準価格と失格基準価格について算出基準があるということです。それで、これは職員の中で複数員にかかわっているのか、どうでしょう。

竹原委員長 西部長。

西総務部長 調査基準価格については事前公表制度をとっておりますので、算定については総務の契約担当職員と町長で決定しております。それで失格基準価格につきましても、総務の契約担当職員と町長で決定しておりますが、この失格基準価格については事前公表ではなく、事後公表の形で行わせていただいております。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 この失格基準価格もそうですし、調査基準価格なのですが、チェック体制というのはどんな形になっていますか。これが正当かどうかというか、妥当だろうというところというのはありますでしょうか。

竹原委員長 西部長。

西総務部長 先ほども言いましたように、恣意的な計算というか額の算定をするというのではなくて、これは国とか大阪府もそうなのですが、直接工事費の何割とか、一定の算式がございますので、それに基づいて客観的に算出して、それで最終的にその算出した額に対して町長が決定しているということでございます。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 いや、それはわかるのですが、その算出した計算式がきちんと合っているかどうかというチェックはされているかどうかというのをお聞きしたいのです。

竹原委員長 西部長。

西総務部長 これについては、できるだけこういう情報については限られた人間でチェックするというようにしておりますので、総務課の担当職員と町長の間で確認を行ってやっているということでございます。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 私が懸念していることを先に言いますと、ほかの自治体で例えばここが間違え

ていたという事例を見つけたのです。

それでそうなったときに、例えば町の損害額とかいうのが出ていました。そういうのをチェックできているのかどうかというのをお聞きしたいのです。

竹原委員長 西部長。

西総務部長 ベースとなります設計書につきましては、複数の職員の中で担当課のほうでチェックされております。

それをベースに、基本的には算定式がございますので、そこに当てはめるだけです。まずベースとなる設計額に誤りがなければ、そこから導き出される答えというのは誤りがないと考えております。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 ということは、今回は間違いがないだろうということによろしいですね。

竹原委員長 西部長。

西総務部長 はい。これまでも我々としては、問題はないと認識しております。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 あと1点、違う角度なのですけども、私も少し調べたのですけど、入札予定価格であったり調査基準価格、失格基準価格というのは、地方の物価指数といえますか、そういったものというのは含むというか、そういうのは考慮されてはいるのですか。

竹原委員長 西部長。

西総務部長 設計におきましては、積算基準の単価表というのがございますので、それをもとにして、その地域ごとの単価をベースにして積算されていると認識しております。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 ということは、岬町、このあたりの物価というのも取り入れているということで間違いありませんね。

竹原委員長 家永部長。

家永都市整備部長 例えば資材の中に、物価版とかにも出ているのですけども、各地域ごと、エリアごとでそれぞれ単価が定められております。それで我々泉州域、大阪域なりでその単価を採用して、基本的には材料費としては入れさせていただいているという形になっています。

竹原委員長 松尾委員。

松尾委員 わかりました。

竹原委員長 他に質疑ございませんか。

谷崎副委員長。

谷崎副委員長 第39号も第40号もそうなのですが、入札予定価格はどのように決めているのかというのと、入札予定価格が高どまりになっているのではないかと。

入札者は大体、入札予定価額の7割ぐらい、71%から73%で入札しているのですが、これが通例なのですか。

竹原委員長 西部長。

西総務部長 入札予定価格につきましては先ほども答弁させていただいたように、基本的には設計の金額、これに準じて定めておりまして、ほぼ設計額とニアリーになっております。

それで最近の傾向といたしまして、かなり低い価格で入札されているという実情がございます。委員がおっしゃるように7割なり8割なりの価格で契約額が結ばれているというところがございますが、それぞれ事情がございますので、一概に積算で積み上げた額が高いという価格ではないと思います。

いわゆる適正な額で積算した価格が設計額と、その設計額を算出しているのは全国の物価基準、先ほど言いましたその地域ごとの物価基準をもとにして、担当課で積み上げて積算しているものでございますので、一概に高いということではないのですが、それぞれ落札者のそれぞれの諸般の事情、例えば資材を持っているとか、今人手が余っているとか、いろいろな事情がございますので、一概に設計額が高いということではないと思います。

竹原委員長 谷崎副委員長。

谷崎副委員長 調査基準価格と失格基準価格の算定は伺ったのですが、その調査と失格の乖離に対して入札予定価格の乖離幅が大きいと、これはもう少し抑えれば予算執行も抑えることができるのではないかと思います。

入札予定価格と調査基準価格の乖離幅が、調査基準価格と失格基準価格の乖離幅より大きいというのが少し問題かと思えます。

竹原委員長 西部長。

西総務部長 調査基準価格につきましては、国、それから大阪府の制度に準じて私どもも

定めておりました、一応国の考え方では予定価格の10分の9から10分の7の範囲で定めることになっております。

それでその関係で調査基準価格については、大体10分の7に近い額になっておりますので、予定価格との差が大体3割ぐらい出てくるという形になってまいります。

それで失格基準価格というのは、これを下回ると適切な工事が施工できない。例えばダンピングなどのおそれがあるということで、いわゆる最低の額を定めておりますので、調査基準価格はさっきも言いましたように、基本的にはこれを超えると余り適切ではないという額でしておりますので、当然その調査基準価格と失格基準価格の差というのは、予定価格と調査基準価格の差よりも縮まるということになってまいります。

竹原委員長 谷崎副委員長。

谷崎副委員長 ありがとうございます。結構です。

竹原委員長 他に。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第39号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第39号は、本委員会において可決されました。

続きまして、議案第40号「工事請負契約の締結について（平成31年度町道多奈川歴史街道線道路整備工事）」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

質疑、副委員長もよろしいですか。松尾委員もよろしいですか。

松尾委員。

松尾委員 同じことを聞きますけども、これも同じように計算式でされて、チェックはされていると思いますけども、間違いないと、チェックはできているということでもよろしいですか。

竹原委員長 西部長。

西総務部長 本町が執行している入札制度については全て同じやり方でやっておりますので、本件についても他の事業同様、適切に執行していると考えております。

竹原委員長 谷崎副委員長、どうぞ。

谷崎副委員長 先ほどの総務部長の説明で、調査基準価格は入札予定価格の10分の7と、国の指針で決められているということですか。

竹原委員長 西部長、どうぞ。

西総務部長 一応国から基本的な考え方というか、この範囲で定めなさいというルールが示されておりまして、本町でもそれに準じまして、調査基準価格なりについては予定価格の10分の9から10分の7の範囲で、町長が一定の算式をもとにして決定しておるところでございます。

竹原委員長 谷崎副委員長。

谷崎副委員長 ということは、土木の専門業者も、それぞれの専門業者であれば大体10分の7、大体ほぼ72%とか73%、74%という、専門業者はそういう数字を出してきているということは、そういう予定価格の10分の7が下限であるということがわかっているということですね。

竹原委員長 西部長。

西総務部長 本町では入札の透明性を確保するために、予定価格及び調査基準価格には事前公表を行っております。

それで業者は調査基準価格がどこで、一応1つの底がどこであるかというのは、ある程度というか、わかっているという状況にあります。

竹原委員長 私も1つ聞かせてもらってよろしいでしょうか。

谷崎副委員長 どうぞ、ご発言ください。竹原委員長。

竹原委員長 先ほどの、このやりとりを聞きまして、おおよそ10分の9から10分の7、

90%から70%ということで、今回2件の入札を見るところによると71%と73%ということでございますが、できれば大阪府の工事とかをいろいろと見てみると、大方90%近くで85%までで、落ちているわけです。積算がしっかりとしているというのか切りようがないというのか、業者的には余り下で入れるように、やはりしんどいと思うのです、業者が。

だから岬町の工事であるならば、できるだけ上に設定していただきたいと思うのですけども、その辺、町の考え方というのを、町長が決定していると聞くのですけども、やはり町が発注する事業ですから、町内業者がしっかりと生きていけるために、少し努力してもらいたいと思うのですけども、その点、担当のほうと、また町長からも一言ずつお聞きしたいと思います。

谷崎副委員長 西部長、どうぞ。

西総務部長 近年の町発注の入札を見ますと、ほぼ全てが調査基準価格を下回るということで、底なしという少し表現が悪いですが、非常に価格競争が厳しかったという状況でございます。

それで我々もそういう厳しい入札競争というのは、行政としては予算が残るといってあれですけども、予算的には非常に助かるのですが、業者の健全な発展、育成という点においては問題があるということで、今回というか昨年8月から、いわゆる2番底である失格基準価格というのを設けさせていただきまして、適切に入札を行っていただけるようにということで改善させていただいているところでございます。

それで例えば大阪府の状況と岬町の状況というのは、いろいろ違うところがあるかと思えます。大阪府の場合は大阪府内全体を入札業者としてやるということで、例えば岬町の業者が大阪市内の工事をやるとか、そうなってくると当然地理的な問題もありますので、単価はどうしても高くなる。

逆に岬町の工事の場合は、もう目と鼻の先に事務所なり現場があるということで、それらを踏まえると価格はある程度抑えていくことができるというところもありますので、なかなか高いほうがいいのかどうかというのは、判断が難しいところかと思えます。

それで今回、先ほども言いましたように、昨年8月からは過当な競争を避けるために、失格基準価格という制度を1つのケースとして設けさせていただいてお

りますので、今後その推移を見ながら、また健全な地元業者の育成のためにどのような方法があるのかというのは考えていきたいと思っております。

谷崎副委員長 田代町長、どうぞ。

田代町長 過去のいきさつで底なしということ、つまり底なし、競争入札の中でどこまでいっても一番低いのが落札ということでやっておったのですが、議会からご指摘を受けて、じゃあその基準を誰が決めるのだと、どうやって決めるのだという、いろんな疑問点があったものですから、今回、失格価格というのを昨年審査会で設けていただいたわけです。その失格基準価格をどのようにして、いわば3割以内でおさまっているのかどうかというのは、仕事の中身によっていろいろ私のほうで判断しながら、ある一定のルール基準というのがありますけれども、その範囲内の中で上限をいろいろ検討して、職員は複数入っております。それで私を入れてお互いにチェックしながらやっていますので、それは問題ないかと。

ただ、地元企業やから、ちょっと切る、いわば幅を狭めていただきたいというのものもあるかもわかりませんが、やはり今岬町も財政難の折で、できるだけやっぱり工事費の圧縮をしていきたい。その中でできるだけ他の事業もやっていきたいという思いから、やっぱりある一定の落札減というものも考えて、やはり最低価格という、やっぱり基準を設けてやっておるといこともご理解していただきたい。

できれば、それはもう予定価格は2割程度以内でというのは、私もそれはおっしゃるとおりだと思いますけれども、やはり財政が厳しいだけに、ある程度は業者の方にもしっかりと頑張っていただきたいという思いから、3割以内というのを1つの基準にしております。

谷崎副委員長 竹原委員。

竹原委員長 町長からお気持ちをお聞きしました。

町財政のほうもしっかり見ながら、地元の業者も育成しながらという、そのバランスというのはかなり難しいのだとは思っているのですが、土木業というのは一度なくなってしまったら次にまた新たにできるかということ、かなり難しいところがあるのかと思っております。

来るべき災害等々でやはり活躍していただく、協定も結んでおられるという業者たちをやはり細く長くというような感じで生き残っていつてもらわんとあかん

という気持ちというのですか、やはり住民代表として何か災害があったときに、頼るところは重機を持っている業者というところもございますので、またその辺もしっかりと議論していただいて、バランスを保っていただければと、このように思っております。これは意見です。

谷崎副委員長 委員長と交代します。

竹原委員長 ほかに、質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 質疑なしといたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹原委員長 これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第40号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹原委員長 満場一致であります。

よって、議案第40号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案3件については、全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで、事業委員会を閉会します。

(午前10時57分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和元年6月14日

岬町議会

委員長 竹原伸晃